

# 出産手当金請求書を記入する際の注意事項

## 被保険者の方

出産手当金請求書の「被保険者が記入するところ」と「保険給付金受取先」を、記入例と以下の注意事項を参考に漏れなくご記入ください。添付書類については該当する方はご用意いただき、医師・助産師から証明をいただいたのち、請求書と一緒に会社へご提出ください。

### 【記入上の注意事項】

- ①健康保険証の記号と番号  
T J Kから交付された健康保険証の記号と番号を記入
- ②被保険者(請求者)の氏名と生年月日  
被保険者の氏名と生年月日を記入
- ③被保険者(請求者)の現住所  
被保険者の現住所を記入
- ④事業所名称  
勤務している会社名を記入
- ⑤産前の請求ですか、出産後の請求ですか  
産休期間が終了したのち、一括で請求する方は「出産後の請求」を選択してください。  
例外として、産前期間(出産日まで)と産後期間を分け、別々に請求をすることができます。この場合、産前期間の請求をするときは「出産前の請求」を選択してください。
- ⑥被保険者資格取得年月日  
T J Kへの加入日を記入  
健康保険証に印字されている「資格取得年月日」をご記入ください
- ⑦被保険者資格喪失年月日  
請求書を提出する時点でT J Kの資格を喪失しているときに記入
- ⑧出産予定年月日  
初回健診時に医師または助産師から伝達された予定日を記入  
※計画分娩等で出産予定日が当初と変更となった場合でも初回健診時の予定日をご記入ください
- ⑩出産のために休んだ期間(請求期間)  
出産手当金請求書1枚目上部に記載されている「請求可能な期間」のうち、出産のために労務に服さなかった期間を公休日を含めて暦日で記入
- ⑪⑩に記入した期間分の報酬を支給されましたか。または今後支給されますか。  
⑩の請求期間が全て欠勤のときは「いいえ」としてください。  
一部有休のときや、休職中であるが手当が支給されたり、前払の交通費を休職中も精算しないときは「はい」とし、⑫に期間と金額を記入してください。
- ・保険給付金受取先  
在職者の方は「委任状」を記入。お勤めの会社へ振込みます。  
資格喪失後の方は「支払金融機関」を記入。個人口座へ振込みます。

### 【添付書類について】

海外で出産したとき	・海外の医療機関の医師または助産師が交付する「医師・助産師が意見を書くところ」と同内容の証明書(原本) ※出産手当金請求書の「医師・助産師が意見を書くところ」に直接証明をいただくことが難しいときにご用意ください
資格喪失後の請求をする方で、右にあてはまるとき	【T J Kの加入期間は1年未満だが、他の健保組合での加入期間(ただし国保・共済組合・任意継続被保険者の加入期間を除く)を通算すると「継続して1年以上」の被保険者期間を満たすとき】 ・以前加入していた健保組合の発行による「資格期間を証明する書類」(原本)

※医師の証明欄等が外国語のときは、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載した翻訳書を添付してください。  
※上記以外であっても内容審査に必要なときは別途、添付書類の提出をお願いする場合があります。

## 事業主の方

出産手当金請求書の「事業主が証明するところ」を、記入例と以下の注意事項を参考に漏れなくご証明ください。添付書類をご用意いただき、**請求書(2枚1組)と一緒にTJKへご提出ください。**

### 【記入上の注意事項】

- ④労務に服さなかった期間  
「被保険者が記入するところ」の⑩欄に記入された期間のうち、労務に服していない期間を有休・公休日を含めて暦日で記入  
※⑩欄のうち、資格を喪失した後の請求期間については事業主の証明は不要です。
- ⑤④の期間に対し賃金を支給しましたか、または今後支給しますか。  
以下の場合「はい」に丸をし⑥に詳細を記入  
(例)
  - ・労務に服さなかった期間に有給休暇を含むとき
  - ・労務に服さなかった期間に住宅手当・家族手当など一部の手当は支給をするとき
  - ・前払の交通費などを労務に服さなかった期間が開始した後も精算せずに支給したままとするとき
- ⑥給与と勤怠の締日、支給日と控除日  
御社の締日等を記入
- ⑦報酬記入欄  
・**労務に服さなかった期間分として**支給する(した)報酬を記入  
※賞与・残業代など勤務実績に対する報酬は記入不要です  
※支給日が労務に服さなかった期間中であっても、出勤期間分の報酬であるときは記入不要です  
・支給・控除額の算出式を記入してください  
(例)
  - ・時給〇〇〇円
  - ・(基本給+職能給)÷所定労働日数(〇〇日)×欠勤日数(〇日)

【添付書類について】

出産手当金を請求するとき	<p>請求期間にかかる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出勤簿の写し</li><li>・賃金台帳の写し</li></ul> <p><b>※出勤簿と賃金台帳は給与の締日および支払日経過後に発行したものをご提出ください</b></p> <p>※出勤簿は「有休・欠勤・出勤」等の印字のあるものをご提出ください</p> <p>※交通費や手当等を前払しているときは、支給月の賃金台帳の写しを添付してください</p> <p>※欠勤控除を翌月以降に行うときは欠勤控除をした月の賃金台帳の写しを添付してください</p> <p>本人から欠勤控除分の返金を受けているときは返金されたことが分かる書類(入金伝票・領収書など)を添付してください</p>
--------------	---

※上記以外であっても内容審査に必要なときは別途、添付書類の提出をお願いする場合があります。

医師の方

出産手当金請求書の「医師・助産師が意見を書くところ」を、記入例と以下の注意事項を参考に漏れなくご証明ください。  
記載内容に不足が無いときに限り、当組合の専用書式以外をご利用いただいてもお受付いたします。

【記入上の注意事項】

- ①出産予定年月日、①出産年月日  
いずれも漏れなく記入してください。
- ⑧生産または死産の別  
死産であるとき、妊娠何週何日の死産であるか必ず記入してください。